

山口県報

平成20年
12月5日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示の一部改正 (健康増進課)……………三

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課)……………三

道路の区域の変更 (道路整備課)……………三

道路の供用の開始 (道路整備課)……………四

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正 (会計課)……………四

公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課)……………四

山口県告示第五百七十二号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年十二月五日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 シルトロニック・ジャパン株式会社
住 所 東京都中央区八丁堀三丁目一番二二二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 シルトロニック・ジャパン株式会社光工場
所在地 光市大字島田三四三四番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 (枚/日)	工 事 着 手 予 定 日 月 年	工 事 完 成 予 定 日 月 年	使 用 開 始 予 定 日 月 年	使 用 時 間 隔 間 断 続
六五	二〇〇	平成二〇、 一、二、二六	平成二〇、 一、二、二七	平成二一、 一、一五	断 続 八 時 間 変 動 な し

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

排 水 口	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	室 態 の 値	排出水の一日当たりの量 (m ³)
		通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		室 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
		通 常 最 大	通 常 最 大		
研 磨 排 水 処 理 施 設	処理前	六・二	四・九	三	二、八〇〇・一
	処理後	七	六・九	二	二、九二八
酸・アルカリ排水処 理施設	処理前	二・五	二・九	三	九三六・一
	処理後	七	二・九	二	九六〇

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処 理 の 方 式	間 隔 時 間	一 日 当 た り の 概 略 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
研 磨 排 水 処 理 施 設	鉄筋コンクリート	三、二四〇	中和・凝集沈殿	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	(既 設)	
酸・アルカリ排水処 理施設	"	九六〇	凝集沈殿・中 和・生物処理	"	"	"	"	"

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	室 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
六 五	四・二	二	五	五	一〇 検 出 せ ず	一・一
三	二	二	五	五	検 出 せ ず	一・一

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 1	排水口	七・五	九・七	八・九	五〇	一〇	三〇	二	九・四六	三七・八	〇・八七	一・三三	六・六五九	六・九一七
-------	-----	-----	-----	-----	----	----	----	---	------	------	------	------	-------	-------

山口県告示第五百七十三号

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示（昭和六十三年山口県告示第五百二十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月五日

山口県保健 二 井 関 成

児童養育中「被保護者」や「被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付の受給者、^レ児童養育中「被保護世帯」や「被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付の受給世帯、^リ

4,800円以下	2,400円以下
4,801円から 9,600円まで	2,401円から 4,800円まで
9,601円から 16,800円まで	4,801円から 8,400円まで
16,801円から 24,000円まで	8,401円から 12,000円まで
24,001円から 32,400円まで	12,001円から 16,200円まで
32,401円から 42,000円まで	16,201円から 21,000円まで
42,001円から 92,400円まで	21,001円から 46,200円まで
92,401円から 120,000円まで	46,201円から 60,000円まで
120,001円から 156,000円まで	60,001円から 78,000円まで
156,001円から 198,000円まで	78,001円から 100,500円まで
198,001円から 287,500円まで	100,501円から 190,000円まで
287,501円から 397,000円まで	190,001円から 299,500円まで
397,001円から 929,400円まで	299,501円から 831,900円まで
929,401円から1,500,000円まで	831,901円から1,467,000円まで
1,500,001円から1,650,000円まで	1,467,001円から1,632,000円まで
1,650,001円から2,226,000円まで	1,632,001円から2,302,900円まで

2,226,001円から3,000,000円まで	2,302,901円から3,117,000円まで
3,000,001円から3,960,000円まで	3,117,001円から4,173,000円まで
3,960,001円以上	4,173,001円以上

10,000円以下	5,000円以下
10,001円から 30,000円まで	5,001円から 15,000円まで
30,001円から 80,000円まで	15,001円から 40,000円まで
80,001円から 140,000円まで	40,001円から 70,000円まで
140,001円以上	70,001円以上

山口県告示第五百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年十一月五日

山口県知事 二 井 関 成

土地改良区の名称	認可年月日
宇部市下小野土地改良区	平成二〇一〇一〇一七

山口県告示第五百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 柳井玖珂線
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)長	備 考
	新	旧		
岩国市周東町祖生字天兼八〇二七の 一地从先から 同市周東町祖生 同字七九八の一 地先まで	最狭 二一・八 最広 二一・六	最狭 二一・八 最広 二一・六	一五〇・〇	道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道
路線名 津和野須佐線
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)長	備 考
	新	旧		
萩市大字鈴野川字中塚二〇三四の四 地先から 同市大字弥富下字中塚三二〇八の一 地先まで	最狭 一四・三 最広 一四・二	最狭 一四・三 最広 一四・二	四九・一	

山口県告示第五百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十年十二月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	山口県知事 二井 関成	

平成二十年十二月五日印刷
平成二十年十二月五日発行

発行人所 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）

山口県知事 二井 関成

平成二十年十二月六日

山口県告示第五百七十七号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十二月五日

山口県知事 二井 関成

一の表周南交通安全協会会長 梶山正一の項の次に次のように加える。

株式会社周南自動車センター	〇番一〇号	山口県周南自動車学校	〇番一〇号	大字栗屋	平成二一、
株式会社トモタ	目六番一号	山口県南陽自動車学校	目六番一号	新田二丁	〃



(四六三) 大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十年七月十五日山口県公告（三〇〇）に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年十二月五日から平成二十一年一月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十二月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マルシヨク床波店
所在地 宇部市床波一丁目七番七号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。